

改正

平成20年12月19日規則第29号

平成24年 5 月25日規則第 6 号

平成24年11月14日規則第29号

平成25年11月 8 日規則第14号

立川市市民防災組織助成規則

(目的)

第 1 条 この規則は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の充実を図るための助成について必要な事項を定めることを目的とする。

(助成の対象)

第 2 条 助成の対象は、市内において市民が防災活動を行うために自主的に組織した団体（以下「市民防災組織」という。）であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。ただし、第 4 号の要件は、次条第 2 項第 3 号に掲げる補助金の交付を受けるものに限るものとする。

- (1) おおむね10世帯以上で組織され、各世帯が隣接し、一つの区域を形成していると認められること。
- (2) 他の市民防災組織に所属している世帯が重複していないこと。
- (3) あらかじめ市民防災組織結成届（第 1 号様式）を市長に提出し、防災組織として適切であると認められたもの
- (4) あらかじめ市民消防隊結成届（第 2 号様式）を市長に提出し、消防活動に従事する組織（以下「市民消防隊」という。）を有するものとして認められたもの

(助成の方法)

第 3 条 助成の方法は、補助金の交付並びに防災物品の貸付け及び交付とする。

2 補助金は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に掲げる額を交付する。

- (1) 結成補助金 第 4 条第 1 項に規定する申請のあった年の属する年度に20,000円
- (2) 運営費補助金 結成補助金を交付した年度の翌年度以後 1 会計年度につき、4 月 1 日を基準日として次のア及びイにより算出した金額の合計額とする。ただし、70,000円を限度とする。

ア 組織割 15,000円

イ 世帯割 1 世帯につき50円

(3) 市民消火隊運営費補助金 市民消火隊を結成した年の属する年度の翌年度以後1会計年度につき、24,000円

(4) 防災士資格取得補助金 特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「日本防災士機構」という。）の認証登録を受けた防災士となるために必要な次に掲げる料金（初回分に限る。）の合計額とする。ただし、予算の範囲内の額とする。

ア 日本防災士機構が認定した研修機関が実施する防災士研修講座の受講料

イ 防災士資格取得試験受験料

ウ 防災士認証登録申請料

3 防災物品の貸付けは、市民消火隊に対して動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第24号）第2条第3号に掲げる可搬消防ポンプ（以下「ポンプ」という。）で規格がC級又はD級のポンプ1台及びC級にあっては当該ポンプ収納設備一式並びに組立て式貯水槽一基とし、防災物品の交付は、別表第1に定めるもののほか、市民消火隊に対して別表第2に定めるとおりとする。

（補助金の使途）

第3条の2 補助金の使途は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 備品購入費
- (2) 会議費（飲酒を伴うものを除く。）
- (3) 訓練費
- (4) 通信運搬費
- (5) 印刷製本費
- (6) 講習会費
- (7) 維持管理費
- (8) その他防災活動にかかる経費のうち、特に必要であると認められるもの

（助成の申請）

第4条 第3条第2項第1号から第3号までに掲げる補助金（以下「市民防災組織助成補助金」という。）の交付を受けようとする市民防災組織は、市民防災組織助成申請書（第3号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。この場合において、前年度からの繰越金があるときは、当該繰越金が生じた理由及び使途を明らかにしなければならない。

- (1) 市民防災組織予算書（第3号様式の2）

(2) 市民防災組織事業計画書(第3号様式の2)

2 第3条第2項第4号に掲げる補助金の交付を受けようとする市民防災組織は、防災士資格取得助成申請書(第4号様式)により申請しなければならない。ただし、1会計年度において市民防災組織1団体につき2人まで及び1人につき1回までを限度とする。

3 第3条第3項に規定する防災物品の貸付け又は交付を受けようとする市民防災組織は、防災物品助成申請書(第5号様式)により申請しなければならない。

(助成の決定)

第4条の2 前条の規定による申請があったときは、審査のうえ、適正なものについて補助金の額を決定し、次の各号に掲げる助成の種類に応じ、当該各号に定める通知書により申請者に通知する。

(1) 市民防災組織助成補助金 市民防災組織助成決定通知書(第6号様式)

(2) 防災士資格取得補助金 防災士資格取得助成決定通知書(第7号様式)

(3) 防災物品 防災物品助成決定通知書(第8号様式)

(交付の請求)

第4条の3 前条第1号に規定する通知書を受けた者は、速やかに市民防災組織助成請求書(第9号様式)により請求しなければならない。

2 前条第2号に規定する通知書を受けた者は、速やかに防災士資格取得助成請求書(第10号様式)により請求しなければならない。

(処分等の制限)

第5条 助成を受けた防災物品は、助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(活動及び実績報告)

第5条の2 第4条の3第1項の請求により助成を受けた市民防災組織は、市民防災組織活動報告書(第11号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて報告しなければならない。

(1) 市民防災組織決算書(第11号様式の2)

(2) 市民防災組織事業報告書(第11号様式の2)

2 第4条の3第2項の請求により助成を受けた市民防災組織は、防災士資格取得実績報告書(第12号様式)により報告しなければならない。

(助成の取消し又は返還)

第5条の3 補助金の交付並びに防災物品の貸付け及び交付(以下「交付等」という。)を受けた

市民防災組織が次の各号のいずれかに該当する場合においては、交付等の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付等をした補助金若しくは防災物品の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付等をうけたとき。
- (2) 補助金の使途が著しく不適合と認められるとき。
- (3) 第5条に規定する防災物品の処分等の制限に違反したとき。

(組織の解散)

第6条 第2条第3号の規定により、市民防災組織として認められた団体が解散するときは、市民防災組織解散届（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

2 第2条第4号の規定により、市民消防隊として認められた団体が解散するときは、市民消防隊解散届（第14号様式）を市長に提出しなければならない。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、立川市補助金等交付規則（昭和41年立川市規則第1号）の定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際既に助成した補助金又は防災物品は、この規則により助成したものとみなす。

附 則（昭和58年3月31日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年4月2日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年8月31日規則第37号）

この規則は、昭和60年9月1日から施行する。

附 則（平成3年3月30日規則第9号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日規則第14号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第15号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第102号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月19日規則第29号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の立川市市民防災組織助成規則第3条第2項第4号の規定により交付する防災士資格取得補助金については、この規則の施行日以後に認証登録を受けた防災士から適用する。

附 則（平成24年5月25日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年11月14日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年11月8日規則第14号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際既に助成した補助金又は防災物品は、この規則による改正後の立川市市民防災組織助成規則の規定により助成したものとみなす。

別表第1（第3条関係）

構成区分	腕章	トランジスターメガホン	救急箱
200世帯未満	20枚	1 個	1 箱
200世帯以上	30枚	2 個	2 箱

別表第2（第3条関係）

防災作業服上下衣	作業帽	防火衣一式	防火帽一式
15着	15個	2 組	2 組

第1号様式（第2条関係）

第2号様式（第2条関係）

第3号様式（第4条関係）

第3号様式の2（第4条関係）

第4号様式（第4条関係）

第5号様式（第4条関係）

第6号様式（第4条の2関係）

第7号様式（第4条の2関係）

第8号様式（第4条の2関係）

第9号様式（第4条の3関係）

第10号様式（第4条の3関係）

第11号様式（第5条の2関係）

第11号様式の2（第5条の2関係）

第12号様式（第5条の2関係）

第13号様式（第6条関係）

第14号様式（第6条関係）